

(裏)

※この面は、市記入欄です。

課

個人情報開示記録		整理番号	
文書分類区分	大分類	中分類	小分類
行政情報件名			
保管、保存区分	1 保管 2 保存 (永・10・5)		
行政情報の形態	1 文書 2 図画 3 写真 4 電磁的記録 5 録音テープ又は録音ディスク 6 ビデオテープ又はビデオディスク 7 その他()		
本人・代理人 確認方法	1 運転免許証 2 個人番号カード 3 在留カード 4 その他()		
開示区分	1 全部開示 2 部分開示 3 裁量的開示 4 請求の拒否 5 不開示 6 行政情報不存在 7 その他()		
不開示の根拠	法第78条第 項第 号 該当		
開示判断	1 即時開示 2 後日連絡(年 月 日まで)		
開示した日	年 月 日		
開示の内容			
開示した方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴取 4 その他()		
写しの交付枚(巻)数、 金額	白黒 枚	単価 円 手数料 円	円
	カラー 枚	単価 円 手数料 円	
	電磁的 記録媒体 枚(巻)	単価 円 手数料 円	
納入通知書番号	備考		

(説明事項)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（窓口における開示の実施の方法、窓口における開示を希望する場合の希望日、写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は市の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第14）」により、別途申し出ることできます。

4 本人確認書類等

(1) 来庁による開示請求の場合

来庁して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求をする窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求をする窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

